

## 大気環境保全施策について

平成 18 年 3 月  
水・大気環境局

## 1. 大気環境の現状

(1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM)

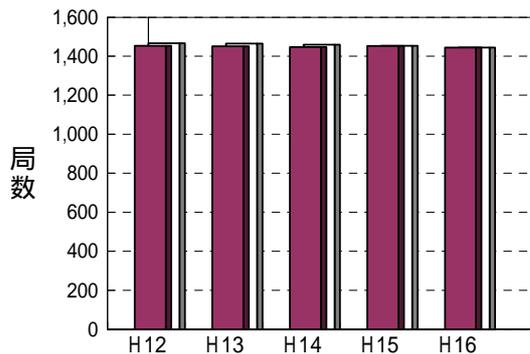
環境基準の達成状況は長期的には改善の方向にあるが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については大都市地域を中心に環境基準の未達成地域が依然残されている。

自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対象地域における自動車排出ガス測定局における環境基準の達成率(平成 16 年度)は、二酸化窒素で約 81%、浮遊粒子状物質で約 96%。

NO<sub>2</sub>

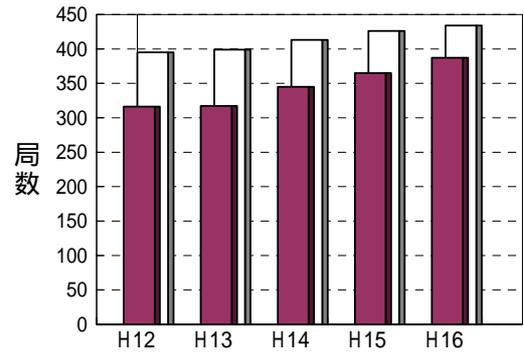
## 全国

## (一般環境大気測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	1,454	1,451	1,447	1,453	1,444
□有効測定局数	1,466	1,465	1,460	1,454	1,444
達成率(%)	99.2%	99.0%	99.1%	99.9%	100.0%

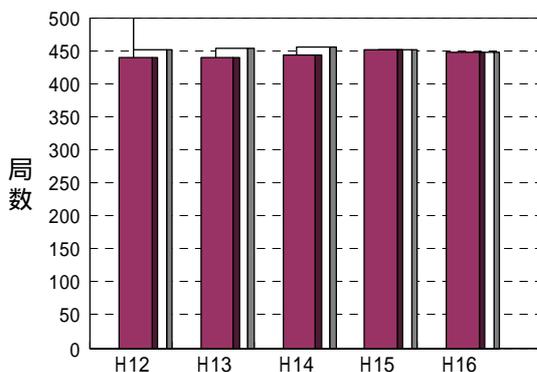
## (自動車排出ガス測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	316	317	345	365	387
□有効測定局数	395	399	413	426	434
達成率(%)	80.0%	79.4%	83.5%	85.7%	89.2%

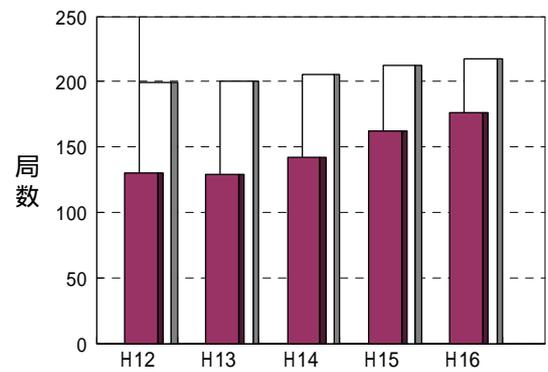
自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域

## (一般環境大気測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	440	439	443	451	447
□有効測定局数	452	453	456	452	447
達成率(%)	97.3%	96.9%	97.1%	99.8%	100.0%

## (自動車排出ガス測定局)

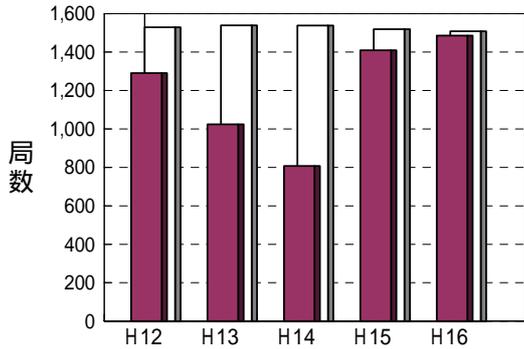


	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	130	129	142	162	176
□有効測定局数	199	200	205	212	217
達成率(%)	65.3%	64.5%	69.3%	76.4%	81.1%

# SPM

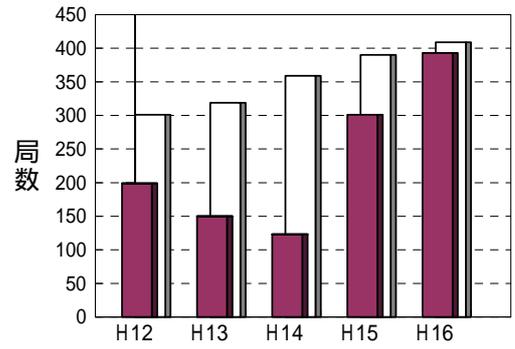
## 全国

### (一般環境大気測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	1,290	1,025	807	1,410	1,486
□有効測定局数	1,529	1,539	1,538	1,520	1,508
達成率(%)	84.4%	66.6%	52.5%	92.8%	98.5%

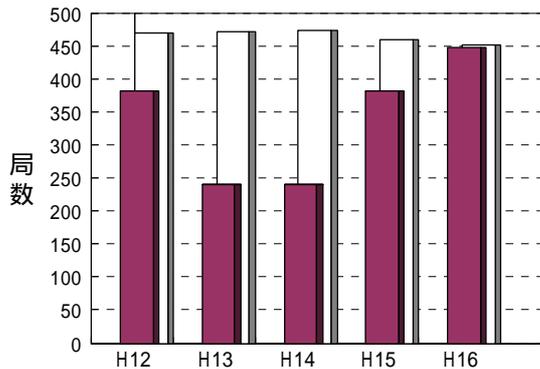
### (自動車排出ガス測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	199	150	123	301	393
□有効測定局数	301	319	359	390	409
達成率(%)	66.1%	47.0%	34.3%	77.2%	96.1%

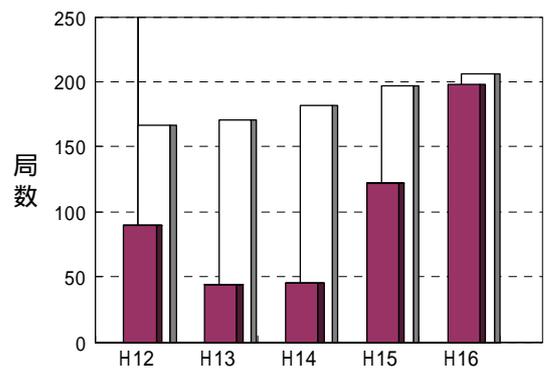
## 自動車NOx・PM法対策地域

### (一般環境大気測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	381	241	240	381	448
□有効測定局数	470	471	473	459	452
達成率(%)	81.1%	51.2%	50.7%	83.0%	99.1%

### (自動車排出ガス測定局)



	H12	H13	H14	H15	H16
■達成局数	90	44	45	122	198
□有効測定局数	166	171	182	197	206
達成率(%)	54.2%	25.7%	24.7%	61.9%	96.1%

## 2. 自動車排出ガスによる大気汚染対策について

### (1) 自動車単体対策

平成17年規制(新長期規制)以降の排出ガス規制の強化  
 中央環境審議会答申(平成17年4月)に基づき、新車に対する排出ガス規制については、平成17年10月より世界で最も厳しいディーゼル自動車の排出ガス規制を実施しているところであるが、平成21年からNOx、PMの大幅低減など更なる規制強化を行う予定。

#### 特殊自動車に対する排出ガス規制の強化

中央環境審議会答申(平成15年6月)に基づき、平成18年からの公道を走行する特殊自動車(オンロード特殊自動車)に対する排出ガス規制の強化に併せ、現在未規制の公道を走行しない特殊自動車(オフロード特殊自動車)に対する規制を導入。

## (2) 大都市地域における総合対策(自動車NOx・PM法に基づく施策)

### 総量削減のための取組

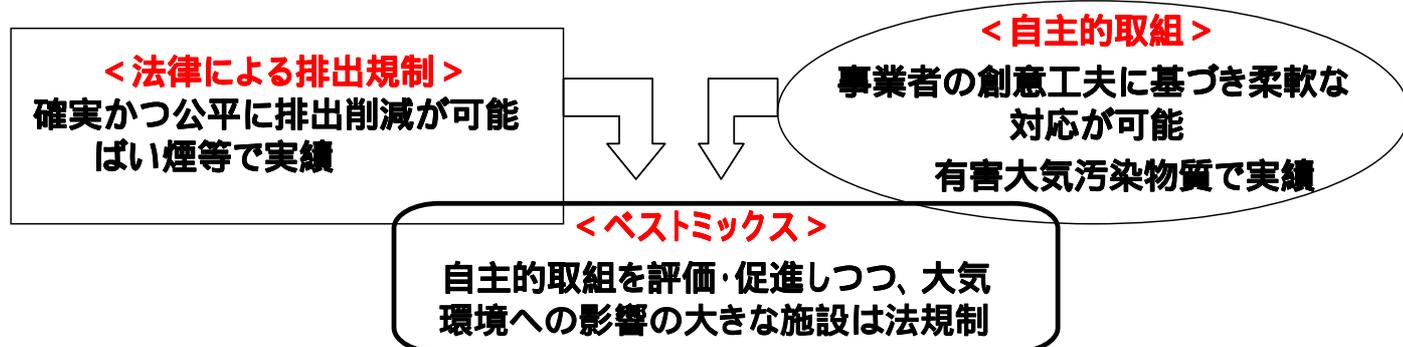
1. 総量削減基本方針(平成14年4月閣議決定)  
総量削減に関する目標(平成22年度までにNO<sub>2</sub>、SPMの環境基準をおおむね達成)
2. 総量削減計画の策定  
対策地域のある8都府県が制定(公害対策会議の議を経て、環境大臣が同意)
3. 車種規制(平成14年10月施行)  
NO<sub>x</sub>、PMの排出基準に適合しない車は、使用できなくなる。
4. 事業者排出抑制対策  
自動車使用管理計画書、取り組み状況報告に基づき必要な指導等を行う。

平成17年度は同法の間時点検の年に当たることから、平成17年10月7日に、中央環境審議会大気環境部会の下に「自動車排出ガス総合対策小委員会」を設置した。同小委員会は、大気汚染の状況、現在の施策の進捗状況等の点検・評価を行い、同年12月に「今後の自動車排出ガス総合対策中間報告」をとりまとめた。その後、同小委員会において、パブリックコメントを実施したところであり、この結果を参考にして、引き続き今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について検討を行う。

## 3. 揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策について

揮発性有機化合物(VOC)は浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質であることから、VOCの排出抑制対策を図ることが必要。

法律による排出規制と事業者の自主的な取組の適切な組み合わせ(ベストミックス)によりVOCの効果的な排出抑制を図ることを目的とした「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が第159回国会において成立(平成16年5月)。工場等からのVOC排出総量を、平成22年度までに平成12年度比で3割程度削減することを目標としている。平成17年5、6月には政省令が改正され、規制対象施設や排出基準等、必要な事項が定められた。法規制は平成18年4月1日より開始される。



現在、自主的取組のあり方について、中央環境審議会大気環境部会に設置された専門委員会で検討が進められており、18年3月末を目途にとりまとめを行う予定。

## 4 . ダイオキシン類対策について

### ( 1 ) 排出抑制対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス及び排出水に係る特定施設への排出規制等を実施。なお、平成 16 年度の大気環境基準の達成状況は 100% 達成。

平成 15 年のダイオキシン類の排出量は、平成 9 年比で約 95% 削減され、「平成 14 年度末の排出総量を平成 9 年に比べ概ね 9 割削減する。」という目標は達成されたため、平成 17 年 6 月、「平成 22 年までに平成 15 年比、約 15% 削減する」という新たな目標を設定し、これに向け総合的対策を推進中。平成 16 年は平成 15 年比、約 10% 削減されている。

### ( 2 ) ダイオキシン類の測定における簡易測定法の導入

これまでの測定方法では測定に多大な時間と費用が必要であり、より迅速で低廉な、いわゆる簡易測定法の開発・導入が期待されてきた。

平成 16 年 11 月の中央環境審議会答申「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について」により、国が個々の測定技術開発状況等の評価を行うべきとされ、段階的に適用可能な分野に導入を図ることが提言された。

これを踏まえ、技術的評価の結果、廃棄物焼却炉からの排出ガス及びばいじん等について平成 17 年 9 月にバイオテクノロジーを用いた簡易測定法を告示したところである。引き続き、土壌・底質等についても、簡易測定法の導入について検討を進めるとともに、簡易測定法の精度管理の推進に取り組むこととしている。

## 5 . 大気生活環境保全について

### ( 1 ) ヒートアイランド対策について

平成 16 年 3 月に「ヒートアイランド対策大綱」を策定、同年 12 月に都市再生プロジェクトにおいて「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開」が決定、さらに平成 17 年 4 月策定の京都議定書目標達成計画に「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省 CO<sub>2</sub> 化」が盛り込まれるなど、政府として重点的な取組を進めているところ。今後は、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議を通じた大綱のフォローアップなど各府省と連携しつつ対策を推進する。

### ( 2 ) 騒音対策について

交換用消音装置（マフラー）による自動車騒音対策として、平成 17 年 6 月 29 日「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問がなされ、新たに自動車単体騒音専門委員会が中央環境審議会騒音振動部会に設置され、自動車単体の騒音規制値の強化等、新たな自動車単体騒音対策についての調査・審議が開始された。

成田国際空港周辺で指摘されている航空機騒音に係る環境基準の評価方法に関する課題、ならびに「規制改革・民間開放推進 3 力年計画」における要望（騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し）について、今後必要に応じて中央環境審議会騒音振動部会において対応策の検討を行う。